

令和8年度デジタルナビゲーター 養成研修仕様書

令和8年8月

兵庫県企画部デジタル改革課

目次

第 1	件名	4
第 2	基本事項	4
1	事業の目的	4
2	調達内容	4
(1)	履行期間	4
(2)	調達の概要	4
(3)	調達要件	4
(4)	実施体制	6
(5)	調達方法	6
(6)	概略スケジュール	6
(7)	納入成果物	7
(8)	納入場所	7
3	留意事項	7
(1)	秘密保持及び情報セキュリティ対策	7
(2)	知的財産権の取扱い	8
(3)	契約不適合責任	9
(4)	再委託の禁止	9
(5)	疑義の解釈	9

用語の定義

この調達仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
県	兵庫県
デジタルナビゲーター	ICT を活用した業務改善を推進する県職員

第1 件名

令和8年度デジタルナビゲーター養成研修

第2 基本事項

1 事業の目的

県では、組織パフォーマンスを最大化し、県民本位で質の高い行政サービスを実現するため、所属職員の中から、当該所属の取組を支援するデジタルナビゲーターを配置し、デジタルツールを活用して業務改革に取り組む「行政DX」等を着実に推進・実践することとしている。

本業務は、デジタルナビゲーターがDXを推進するうえで必要となる知識やスキルを、実践的な研修を通じて習得することを目的とする。

さらに、一部のデジタルナビゲーターについては、所属内でDX推進を支援する指導者的な人材として育成することを目的とする。

2 調達内容

本調達の内容は次のとおりとする。

(1) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(2) 調達の概要

調達項目は表1のとおりとする。

数量については、必要に応じて県と協議の上、変更の可能性がある。契約後に単位当たりの単価を「様式第7号_単価表」に記載し、県に提出すること。

表1 調達一覧

項目	数量
DX 実践研修	1 回
デジタルナビゲーター指導者養成研修	3 回
伴走支援	20 回
発表会	1 回
上記研修、伴走支援、発表会の開催に係る資料作成・印刷等	一式

(3) 調達要件

ア DX 実践研修

- 職場の課題について検討するデジタルナビゲーター及び職員に対して、DXを推進する意識を身につけさせる内容とすること。

- ・ DXを進める上で必要となる知識について、実際の職場の課題をテーマにして実践形式の研修を実施すること。
- ・ 研修の体制及び内容については、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 研修は3時間程度、上限30人程度とし、県が用意する会場（神戸市中央区）での対面またはオンライン形式で実施すること。
- ・ デジタルナビゲーター及び職員が利用するパソコンについては県が用意する。
- ・ 研修の詳細な進め方については、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 各回の研修内容を管理・記録した報告書を県へ提出すること。

イ デジタルナビゲーター指導者養成研修

- ・ 職場の課題について検討するデジタルナビゲーターに対して、DXを推進する意識を身につけさせ、研修受講後に自走できる内容とすること。
- ・ DXを進める上で必要となる知識について、実際の職場の課題をテーマにして実践形式の研修を実施すること。
- ・ 研修の体制及び内容については、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 研修1回あたり8時間程度、上限20人程度とし、県が用意する会場（神戸市中央区）での対面またはオンライン形式で実施すること。
- ・ 研修終了後に実践スキルを習得するための宿題を設けること。
- ・ デジタルナビゲーターが利用するパソコンについては県が用意する。
- ・ デジタルナビゲーターが自部局に持ち帰って同様の研修を実施できるようにすることを意図した研修内容にすること。
- ・ 研修の詳細な進め方については、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 各回の研修内容を管理・記録した報告書を県へ提出すること。

ウ 伴走支援

- ・ デジタルナビゲーター指導者養成研修については伴走支援を実施すること。
- ・ 研修受講後から次の研修までの期間に、デジタルナビゲーターに向けて宿題についてのレビューとレクチャーを実施すること。
- ・ 伴走支援1回あたり1.5時間程度とし、オンライン形式で実施すること。
- ・ デジタルナビゲーターの指導スキル習得を意図した支援をすること。
- ・ 伴走支援の内容については、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 伴走支援の詳細な進め方については、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 各回の伴走支援の内容を管理・記録した報告書を県へ提出すること。

エ 発表会

- ・ デジタルナビゲーター指導者養成研修については発表会を実施すること。
- ・ 研修を通じて実践した職場の課題を解決する取り組みの結果もしくは、進捗について確認できる内容になっていること。
- ・ 発表の内容について受託者がレビューを実施すること。
- ・ 発表会1回あたり4時間程度とし、県が用意する会場（神戸市中央区）を利

用し、対面またはオンラインで実施すること。

- ・ デジタルナビゲーターが利用するパソコンについては県が用意する。
- ・ 発表会の体制及び内容については、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 発表会の詳細な進め方については、県と協議のうえ決定すること。
- ・ デジタルナビゲーターが指導者としてのスキルを身に付けることができたか確認できるような実施完了報告書を県へ提出すること。

(4) 実施体制

ア 構成

- ・ 業務従事者は、DX 推進、人材育成又は業務改善に関する知識及び実績を有すること。
- ・ 本調達要件を実現するための実施体制については、県と協議のうえ決定すること。

イ 選任

- ・ 受託者は、本業務の遂行に必要な業務知識、技能及び経験を有する業務従事者を選任し、速やかに業務従事者の経歴及び能力その他必要な書類を提出し、了承を得ること。

ウ 変更

- ・ 業務従事者が業務の円滑な遂行が困難であると県が判断した場合は、県は受託者と協議の上、新たな業務従事者の選任を求めることができる。受託者は、受託者側の事情により業務従事者を変更する場合は、変更する日の2週間前までに県と協議すること。また、業務従事者の変更を行う場合は、受託者は引継書を作成し、十分な引継ぎ、トレーニングを行い、業務に支障を来さないようにすること。

(5) 調達方法

企画提案コンペ

(6) 概略スケジュール

本調達に係る概略スケジュールは図1のとおりとする。

各工程の実施時期は、概ね図1の通りであるが、県と協議の結果、変更となる可能性がある。また、具体的な実施日程は、県と協議のうえ、決定すること。

図 1 概略スケジュール

工程	令和 8 年度					
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
DX 実践研修						
デジタルナビゲーター指導者養成研修						
発表会						

(7) 納入成果物

本サービスの提供に関わる成果物については、次に掲げるものを、納期までに納入し、県の検収（検査）を完了させること。

表 2 納品成果物一覧

No	納品ドキュメント名	納品形態	提出時期
1	事業実施計画書（作業計画、体制表）	電子媒体	事業の着手前
2	DX 研修テキスト	電子媒体 (必要に応じて紙媒体)	作成完了次第
3	研修毎の報告書（伴走支援の内容を含む）	電子媒体	随時
4	実施完了報告書	電子媒体	随時
5	その他 ・各種会議の議事録 ・各ドキュメントの更新版 等	電子媒体	随時

ア 作成上の注意

- ・ 納品に必要な資材は、受託者において用意すること。
- ・ 電子媒体の表面には収録内容を簡記すること。
- ・ 電子データは、Microsoft Office 2013 以降で編集できること。なお、製品カタログや製品マニュアル等印刷物については PDF 化すること。

(8) 納入場所

兵庫県企画部デジタル改革課

兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 兵庫県庁本庁舎第 3 号館 12 階

3 留意事項

(1) 秘密保持及び情報セキュリティ対策

ア 秘密保持及び個人情報保護

受託者は、本業務の履行過程で知り得た全ての情報について、本調達目的以外に使用し、又は第三者に開示し、もしくは漏えいしてはならないもの

とし、そのために必要な措置を講ずること。

なお、契約内容の履行の目的以外に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に県と協議し、承認を得ること。

県は、受託者に対し当該情報等について上記に定める守秘義務を負わせるものとし、受託者がその責めに帰すべき事由により当該守秘義務に違反した場合は、県は、受託者に対し損害賠償を請求することができるものとする。

秘密保持については、本業務完了後も存続するものとする。ただし、以下の項目に該当する場合は、その義務を負わない。

- ・ 県から開示を受ける以前に既に受託者が保有していたもの
- ・ 県から開示を受ける以前に既に公知であったか、又は開示された後公知となったもの
- ・ 法令の定めに基づき、権限のある官公署から開示を要求されたもの

イ 「兵庫県情報セキュリティ対策指針」等の遵守

受託者は、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」及び契約書の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとし、情報セキュリティ対策計画書を整備するなど必要な対策を講じなければならない。

県は、この遵守状況について、受託者に随時報告を求め、受託者の作業場所での確認を行うことができるものとする。

(2) 知的財産権の取扱い

ア 著作権等の帰属

受託者は、本業務で得られた成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条、第 28 条の権利を含む）を無償で県に譲渡するものとする。

なお、受託者は当該著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合には、県と別に定める使用契約を締結するものとする。

イ 著作者人格権の扱い

受託者は著作者人格権を行使しないものとする。また、受託者は本業務で得られた成果物に受託者以外の著作者がある場合は、当該著作者に著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

ウ 成果物の使用

受託者は、本業務によって得られた成果物について、県が使用する権利及び県が第三者に使用を許諾する権利を無償で許諾するものとする。

エ 第三者の知的財産権の使用

受託者は特許権、著作権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。また、それに関わる費用については委託料に含むものとする。

オ その他

その他、本業務で得られた成果物の取り扱い及び知的財産権に関する事項については、県と受託者とで協議して定めるものとする。

(3) 契約不適合責任

引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、県は受託者に対し、履行の追完を請求することができる。

履行の追完は、民法第 562 条第 1 項本文にかかわらず、代替物の引渡し又は不足分の引渡しの方法による。

(4) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(5) 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた場合には、県と受託者の協議により定めるものとする。